

**ISO 14001:2015**

**ISO/TC207/SC1 が解釈を確認**

2019年9月版

**まえがき**

ISO 14001:2015 の意図の明確化のため、ISO のプロセスは、各国代表組織が解釈を提供することを認めている。

SC1 は、[ISO 14001:2015 の解釈をマネジメントするためのプロセス](#)をもつ。解釈は、ISO 14001:2015 の要求事項を変更するものではなく、ユーザーが ISO 14001:2015 をよりよく理解することを意図したものであるということに留意することが重要である。

SC1 のプロセスは、次を含む。

- 各国代表組織は、自らが受けた解釈に関する問合せへの回答に責任をもつ。
- 各国代表組織の解釈は、SC1 事務局に提出され、SC1 の年次総会で確認される。
- 確認後、その解釈は、[e-Committee](#) 及び [SC1 ウェブサイト](#) を通して一般に公開される。
- 解釈に関する質問は、その解釈を作成した国代表組織に送られるのが望ましい。

なお、各国代表組織によっては、“解釈”という言葉ではなく、“意図の明確化”という言葉を使っている場合がある。

ISO 14001 の箇条	質問	回答	国代表組織 (NSB)	SC1 総会で 確認された年
一般	ISO 14001:2015 は、旧版二つとは非常に異なった構成になっている。当社の文書類は、旧版の各箇条に合わせている。新しい箇条構造に従うために、当社の文書類を再構成する必要があるか？	いいえ。箇条 A.2 では、次のように明示している。“この規格の箇条の構造及び一部の用語は、他のマネジメントシステム規格との一致性を向上させるために、旧規格から変更している。しかし、この規格では、組織の環境マネジメントシステムの文書にこの規格の箇条の構造又は用語を適用することは要求していない。”	SCC (カナダ規格審査会)	2017 年
一般	ISO 14001に基づく環境マネジメントシステムの認証について、自然環境の保護に関する法的要求事項と労働安全衛生の課題を保護する要求事項との間で、どこに境界線を引くかという課題に関する質問である。認証機関によると、環境側面の一部に関する法的要求事項の文書に、労働安全衛生の課題を含む法規を一部含んでいないという理由で、当社の環境マネジメントシステムは、ISO 14001:2015の要求事項を完全には順守していないということだった。	全ての組織には、適用される全ての法律を順守する義務がある。この事例は、ISO14001:2015 に基づき、環境マネジメントシステムで考慮する必要がある法的要求事項を扱っている。規格では、組織は次の事項を行わなければならないと規定されている。“組織の環境側面に関する順守義務を決定し、参照する。これらの順守義務を組織にどのように適用するかを決定する。環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善するときに、これらの順守義務を考慮に入れる。” (6.1.3)。また、組織は“順守義務に関する文書化した情報を維持しなければならない。” (6.1.3)。 順守義務の概念は法的要求事項よりも広く、つま	SIS (スウェーデン規格協会)	2018 年

	<p>当社については、環境側面と労働安全衛生の課題に関連性が全くない。</p>	<p>り、“法的及びその他の要求事項”の総称である。その他の要求事項を満たすには、法的要求事項に適用されるものと同様の手順に従う。</p> <p>質問によると、この事例では、労働安全衛生の課題について法的要求事項に関連付けられる環境側面がないため、ISO14001:2015の要求事項に従い、前述の文書化した情報を含める必要がないといえる。ただし、環境以外の規制に注意を払う必要がある。例えば、Swedish Civil Contingencies Agency（スウェーデン緊急事態庁）は、自然環境と労働環境の両方に適用される規則を含む、危険物の輸送に関する法律を発布している可能性がある。原則、ISO 14001:2004を現在も用いている組織についても同様の手順が適用される。</p> <p>ただし、ISO 14001に基づいて環境マネジメントシステムを実行している組織は、マネジメントシステムに環境以外の課題を含めることが有益であると気付くこともある。その場合、組織は、環境と環境以外の重要な法的要求事項を記録するマネジメントシステムが適切であるとみなすかもしれない。ISO 14001:2015に基づき構築された環境マネジメントシステムの認証において、そのような側面及び</p>		
--	---	--	--	--

		法的要求事項を考慮してはならず、したがって除外しなければならない。一方、組織が環境マネジメントシステムの範囲に環境以外の課題を含めることを選択している場合、対応する法的要求事項も含める。		
一般 6.1.1 6.1.3	規格の中で、組織が特定の項目を“考慮に入れる” (take into account) ことを指示している箇所があるが、一方で、組織が特定の項目を“考慮する” (consider) ことを指示している箇所もある。違いはあるか？	<p>ISO 14001では、“考慮する” (consider) という語と“考慮に入れる” (take into account) という語句を特定の意図で使用している。“考慮する” (consider) という語は、その事項について考える必要があるが除外することができる、という意味をもつ。他方、“考慮に入れる” (take into account) は、その事項について考える必要があり、かつ除外できない、という意味をもつ。</p> <p>例えば、6.1.1では、EMSを計画する際に、組織は、4.1（組織及びその状況の理解）で言及されている課題を“考慮し”なければならない。ISO 14001は、組織にこれらの課題について考えることを要求しているが、必ずしもEMSでこれらの課題に取り組む必要はない。その代わりに、例えば、6.1.3（順守義務）の“環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善するときに、これらの順守義務を考慮に入れる。”という要求事項では、</p>	ANSI (米国規格協会)	2019年

		組織は環境マネジメントシステムにおいて、順守義務に取り組まなければならないことを意味している。		
3	箇条 3（用語及び定義）の注記における他の規格の参照は、規定事項か？	<p>いいえ。引用規格とは、規格の適用に不可欠な別の文書への参照である。ある文書が引用規格である場合には、組織は規格に適合するため、その文書に従う必要がある。箇条 2 で明示しているとおり、ISO 14001:2015 には引用規格はない。</p> <p>ISO 14001 は、他の文書への参照なしに適用できる単独文書（stand-alone document）である。</p> <p>箇条 3（用語及び定義）内の注記は規定事項であるが、これらの注記における他の規格への参照は、あくまでも参考に過ぎない。例えば、3.2.10（“リスク（risk）”）の注記 3 及び注記 4 は、ISO ガイド 73:2009 での“事象（event）”、“結果（consequence）”及び“起こりやすさ（likelihood）”の定義を参照している。3.4.1“監査（audit）”の注記 4 は、ISO 19011:2011 での“監査証拠（audit evidence）”及び“監査基準（audit criteria）”の定義を参照している。</p> <p>こうした他の規格への参照は、あくまでも参考に提供されているに過ぎない。追加規格を購入する必要はない。さらに、ISO 規格の用語及び定義に関心</p>	SCC （カナダ規格審査会）	2017 年

		<p>のある者は誰でも無料で、ISO Online Browsing Platform (OBP) から、まえがき、序文、適用範囲、引用規格、用語及び定義を含む、規格の各要素を見ることができる。</p> <p>OBP には、ISO サイト (<a href="https://www.iso.org/obp/ui">https://www.iso.org/obp/ui</a>) からアクセス可能である。</p>		
<p>3.0 3.2.6 6.2</p>	<p>箇条3の用語及び定義には法的拘束力があるのか。また、その場合、監査員は、「適切な」環境目標が3.2.6の定義に対する要求事項を満足するよう設定されているかを決定してもよいか？</p>	<p>箇条3の用語及び定義の序文には、“この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。”と記載されている。ISO 14001において、組織の適合が監査される箇条は、環境マネジメントシステムの要求事項についての箇条4から10までのみで、その用語は箇条3の定義で明確化されている。環境目標について、監査員は、6.2で規定された要求事項に組織が適合しているかどうかの評価のみを行う。環境目標と環境方針が整合し、その開発においては、組織の著しい環境側面及び関連する順守義務を考慮に入れ、リスク及び機会を考慮した場合、その目標は規格と整合する。</p>	<p>ANSI (米国規格協会)</p>	<p>2019年</p>
<p>3.1.5</p>	<p>“トップマネジメント”が環境マネジメントシステムの適用範囲の外にいる人を指す場合はあるか？</p>	<p>いいえ。トップマネジメントは、EMS の適用範囲に関連して規定される。EMS が組織全体を網羅している場合、トップマネジメントとは、組織全体</p>	<p>SCC (カナダ規格審査会)</p>	<p>2017年</p>

		<p>を指揮し、管理する個人又は人々である。EMS が組織の一部しか網羅していない場合、トップマネジメントとは、組織内のその一部を指揮し、管理する個人又は人々である。</p> <p>トップマネジメントの定義 (3.1.5) の注記 2 はこの点を明確にすることを目的としているが、ここでいう“マネジメントシステムの適用範囲”という表現は、多少の混乱を招く恐れがある。この表現は、環境マネジメントシステムの適用範囲を意味している。組織の一般的なマネジメントシステム、品質マネジメントシステム又は幾つかの他の分野固有のマネジメントシステムへの参照と誤解することは望ましくない。これは、EMS の適用範囲を組織が確立したものを超えて拡大すること、又は内部監査の範囲を EMS の適用範囲を超えて拡張することを意図しているわけではない。</p>		
3.2.9	ISO 14001:2015の“順守義務”という用語は、旧版での“法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項”と同じ意味か？	<p>はい。箇条 A.3 では、以下のように明示している。「“順守義務”という表現は、旧規格で用いていた“法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項”という表現に置き換わるものである。この新しい表現の意味は、旧規格から変更していない。」</p>	SCC (カナダ規格審査会)	2017年
3.2.10	ISO 14001:2015の“リスク”という用語	<p>はい。ISO 14001:2015 では、組織に対し、不確</p>	SCC	2017年

	<p>は、好ましくない意味合いだけなのか、又は好ましい・好ましくない両方の意味合いを含むのが、曖昧に見える。“リスク”の定義 (3.2.10) では、リスクは好ましいものにも好ましくないものにもなりうると明示しているが、“リスク及び機会”の定義 (3.2.11) では、機会は好ましく、リスクは好ましくないと示唆している。組織が、その環境マネジメントシステムで“リスク”という用語を、単に好ましくない概念として用いるか、又は好ましい・好ましくない両方の概念として用いるかは、自ら決定してもよいのか？</p>	<p>かさによる潜在的で有害な影響及び潜在的で有益な影響のどちらも特定し、それらに取り組むよう求められているが、組織は、これらの概念を把握するのにどの用語を用いるかを自ら決定してよい。それぞれの組織は、不確かさによる潜在的で有害な影響を把握するのに“リスク”という用語を用い、また不確かさによる潜在的で有益な影響を把握するのに“機会”という用語を用いるか、又は不確かさによる潜在的で好ましい又は好ましくない影響のどちらも包含するのに“リスク”という用語を使用するか、自ら決定してもよい。附属書 A.2 で明示しており、規格で用いている用語を組織の EMS 文書類に適用する要求事項はなく、組織が用いる用語を規格で用いている用語に置き換える要求事項もない。どの用語を用いるか決定するにあたり、組織は、“リスク” (3.2.10) 並びに“リスク及び機会” (3.2.11) の定義が、リスクの概念への異なるアプローチを取り入れているものの、要求事項を含む規格の各箇条では“リスク及び機会”という用語のみ用いられている点に注意することが望ましい。</p>	<p>(カナダ規格審査会)</p>	
<p>3.3.4</p>	<p>3.3.4“外部委託する”の注記の“マネジメントシステムの適用範囲の外”とい</p>	<p>はい。ISO 14001:2015 の“外部委託する”の定義は、環境マネジメントシステムの適用範囲内にある</p>	<p>SCC (カナダ規格審</p>	<p>2017 年</p>



	う表現は、“環境マネジメントシステムの適用範囲の外”を意味しているか？	プロセス又は機能を，その組織が決定した環境マネジメントシステムの組織上の境界の外にある組織が実施する状況を網羅することを意図している。 この定義は，組織が確立した環境マネジメントシステムの適用範囲の外にあるプロセス又は機能を包含することを意図していない。	査会)	
4.1 4.2 7.5	組織は，その状況，関連する利害関係者，並びにそれらの利害関係者のニーズ及び期待を定めた，4.1 及び 4.2 の要求事項を満たすために，プロセスを確立する必要があるか？ 組織は，組織の外部及び内部の課題，関連する利害関係者，並びにそれらの利害関係者のニーズ及び期待について文書化したリストを作成し，維持する必要があるか？	4.1 及び 4.2 では，プロセスの要求事項を明示しておらず，また文書化された情報の維持又は保持に関する要求事項も明示していない。 “決定する (determine)” という単語を用いているのは，組織が，“利害関係者のニーズ及び期待”並びに“外部及び内部の課題”への理解に関する情報（知識）を作成することを意図している。 ISO 14001:2004 で用いていた“特定する (identify)” という単語を 2015 年版で“決定する (determine)” に変更したもう一つの意図は，附属書 SL でのマネジメントシステム用語に適合させることである。 “決定する” という用語は，組織が知識をもたらす情報を作成するよう何らかの特定の努力を行うことを意味している。これらの決定にプロセスは要求されないが，プロセスを備えるべきかどうかは，その EMS を策定する組織の考慮事項である (4.4 参	ANSI (米国規格協会)	2017 年

		<p>照)。</p> <p>得られた知識の文書化あるいはその知識の獲得方法は、組織が 7.5.1 を考慮し行う。これにより、EMS を効果的にするために、どのプロセスを文書化し、どの記録を保管する必要があるのかについて、組織に柔軟性を与えている。組織が、利用者を指導し一貫性を達成するために、文書化が最良の方法であると判断した場合は、文書化を考慮することが望ましい。</p> <p>文書化するか否かにかかわらず、利害関係者の関連するニーズ及び期待、並びに外部及び内部の課題について理解することは、例えば取り組む必要があるリスク及び機会の決定などにおいて、実施される EMS にとって重要なものとなる。</p>		
4及び6	<p>ISO 14001は、対応する各項目に対して個別に、環境側面、著しい環境側面、方針におけるコミットメント、状況における課題及び懸念、リスク及び機会、順守義務に関する要求事項に組織が取り組んでいることを実証することを要求しているか？または、著しい環境側面の決定プロセスを通じて、組織はこ</p>	<p>ISO 14001では、要求事項に実際に取り組んでいることを条件に、その要求事項に「取り組む」ために用いる個別のプロセス又は手順を義務付けてはいない。例えば、組織は、箇条4及び6に規定されている幾つかの要求事項に取り組むための単一の「環境計画」プロセスをもつてもよい。組織は、それぞれの個別の要求事項に取り組んでいる証拠を提供する必要がある。</p>	<p>ANSI (米国規格協会)</p>	<p>2019年</p>

	これらの要求事項に包括的に取り組んでいることを実証できるか？ 例えば、組織は、著しい側面の決定を知らせるため、方針におけるコミットメント、状況及び順守義務を考慮できるか？			
(4及び6) 6.1.1 6.1.2 3.2.11 3.2.2	ISO 14001:2015は、環境リスク及び機会を、環境側面、及び著しい環境側面として取り組むことを意図する側面とみなすことを組織に認めているか？	組織の著しい環境側面と、その環境側面に関連するリスク及び機会との関係はあるが（6.1.1参照）、それらを必ずしも同一のものとして扱うことは望ましくない。“リスク及び機会”の定義は、「著しい環境側面」と同一ではない。ISO 14001では、リスク及び機会を、潜在的で有害な影響（脅威）及び潜在的で有益な影響（機会）と定義している。著しい環境側面は、それが有害であれ有益であれ、1つ又は複数の著しい環境影響を与える又は与える可能性がある環境側面（3.2.2）と定義されている。 環境側面は、著しさの評価の一部として決定され得る、又は個別に決定され得るリスク及び機会を生み出すことがある。著しい環境側面として側面が特定されている場合、有害な影響を最小化する若しくは防ぐため、又は環境への有益な影響を高めるために、組織はその側面に関連する特定されたリスク及び機会に取り組む必要がある。	ANSI （米国規格協会）	2018年

		<p>ただし、環境マネジメントシステムにおいて、取り組む必要がある別のリスク及び機会がある可能性がある（6.1.1参照）。</p> <p>これには、次に関連する組織のリスク又は機会が含まれ得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 順守義務（6.1.3参照）</li> <li>・ 4.1及び4.2で言及されている別の課題及び要求事項、例えば、組織に対して好ましくない方向又は好ましい方向に影響し得る環境状態によるリスク又は機会。</li> </ul>		
<p>5.2 [二次参照: 4.2 5.3 6.1.3 6.1.4 6.2 7.2 7.3 7.4.3 7.5.1 9.1</p>	<p>ISO 14001の5.2のd)「組織の順守義務を満たすことへのコミットメント」は何を意味しているか？</p>	<p>ISO 14001と規制順守との関係は、ISO 14001の幾つかの箇所では取り上げられている。“組織の順守義務を満たすことへのコミットメント”の意味を理解するためには、この規格全体を読み、規格の関連する規定間の関係を理解しなければならない。このコミットメントは、ISO 14001の要求事項を満たすために組織が確立し、実施し、維持する環境マネジメントシステムのプロセスや取組みを通じて、次のように実証される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織の利害関係者、特に規制当局（4.2）のニーズ及び期待を理解して、適用される法的要求事項を決定し、参照するため、また、これらの要求事項を</li> </ul>	<p>ANSI (米国規格協会)</p>	<p>2019年</p>

<p>9.2 9.3 10.2]</p>		<p>組織にどのように適用するかを決定するために、プロセスを確立し、実施し、維持する (6.1.3)。EMSを計画する際にこれらの要求事項を考慮に入れる (6.1.4)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 著しい環境側面に関連する法的要求事項を考慮に入れる文書化した目標を確立する (6.2.1) (注記：環境目標では、あらゆる法的要求事項に取り組む必要はない)</li> <li>• 法的要求事項の順守に関連する取組みなど、環境目標を達成するための取組みを計画する (6.2.2)。</li> <li>• 組織の順守義務を満たす組織の能力に影響を与え得る業務を行う人々は、訓練、教育及び又は経験に基づいて、力量を備えていなければならない (7.2)。</li> <li>• 組織の管理下で働く人々は、組織が順守義務を満たしていないなど、EMSに適合しないことの意味を確実に認識する (7.3)。</li> <li>• 組織の順守義務による要求及び独自のコミュニケーションプロセスによる要求に従い、EMSの情報について外部コミュニケーションを行う (7.4.3)。</li> <li>• 法的要求事項の順守を定期的に評価するために、プロセスを確立し、実施し、維持する (9.1.2)。これらは、6.1.3に従い特定された法的要求事項であ</li> </ul>	
------------------------------	--	---	--

		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•EMSの監査を定期的に行うためのプログラムを確立し，実施し，維持する。これには，順守に関連するEMSの要素を必ず含む（9.2）。</li> <li>•不適合に対処し，原因を除去する必要性を評価し，必要な是正処置を実施する（10.2）。法的要求事項の不順守が発見された場合，修正されなければならない。</li> </ul> <p>総合すると，これらの規定は，ISO 14001を実施する組織が，順守義務を満たすことへのコミットメントに従い，順守義務を体系的に特定し，管理しなければならないことを意味する。組織のEMSは，上記の要素を含み，十分な資源及び定義された責任（5.3），文書化した情報（7.5.1），パフォーマンス評価（9）によって適切に支援されなければならない。順守へのコミットメントは，トップマネジメントが，EMSの妥当性，適切性，有効性を定期的にレビューするという要求事項によって強化される（9.3）。</p> <p>例えば，法的な不順守がEMSのプロセスによって特定され，修正された場合，法的な不順守は必ずしもEMSの不適合に引き上げられるわけではない。</p>		
--	--	--	--	--

		<p>順守に関する不適合が実際の不順守にはならなかったとしても、順守に関する不適合は修正されなければならない。</p>		
5.2 4.3	<p>5.2の環境方針では、「トップマネジメントは、組織の環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で、次の事項を満たす環境方針を確立し、実施し、維持しなければならない。」と記載されているが、これは、運用する場所を方針の記述に関連づけるために、方針の記述には、適用範囲の記述における表現を今後は含まなければならないという意味か？</p>	<p>いいえ。この規格は、組織がEMSの適用範囲を定義し、文書化すること(4.3)、及びトップマネジメントが環境方針を確立し、実施し、維持すること(5.2)を要求している。</p> <p>ただし、ISO14001には、組織が環境方針の中にEMSの適用範囲の記述における特定の表現を含めるという要求事項はない。</p> <p>5.2で使用されているように、“環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で”という表現は、適用範囲の記述と環境方針との一貫性を促すことを意図している。特に、この表現は、その方針がEMSの適用範囲内の全ての活動、製品及びサービスに関連する性質、規模及び環境影響に対して適切でなければならないという概念を強めるものである。方針の中に、適用範囲の記述における表現を含める必要はない。</p>	ANSI (米国規格協会)	2019年
5.2 4.3 3.1.4	<p>環境方針が“組織の目的、並びに組織の活動、製品及びサービスの性質、規模及び環境影響を含む組織の状況に対し</p>	<p>組織が定義するように、EMSの適用範囲にあるマネジメント単位全てに対して、その方針が適切であるかどうかを監査員は決定しなければならない。適</p>	ANSI (米国規格協会)	2019年

	て適切である”かどうかを決定する際に、その方針の適用範囲が監査されている組織のマネジメント単位全てを含むかどうかを監査員が決定することは適切か？	用範囲は一度定義されると、境界内の全ての活動、製品及びサービスを含む必要がある。マネジメント単位の総和は、3.1.4に定義される“組織”と整合しなければならない。		
6.1	組織は、少なくとも一つは取り組む必要があるリスク又は機会を特定する必要があるか？ つまり、少なくとも一つは取り組む必要がある潜在的で有害な影響（脅威）又は有益な影響（機会）を特定する必要があるか？	<p>ISO 14001:2015 の 6.1 には、組織が取り組む必要がある一つ又は複数のリスク又は機会を特定するという明白な要求事項はないが、組織がそうするだろうという想定が基礎としてある。</p> <p>リスク及び機会は、潜在的で有害な影響（脅威）及び潜在的で有益な影響（機会）と定義されており、これは、環境側面、順守義務、又は組織の状況の一部として特定されたその他の課題及び要求事項から派生する場合がある。組織が、その EMS の意図した成果を達成し、継続的改善を支援するために、その EMS の中で、どのリスク又は機会に対処することが重要かを決定することを意図している。</p>	ANSI (米国規格協会)	2017 年
6.1.2	ISO 14001:2015 は、強化されたライフサイクルの視点に関する要求事項の一部としてライフサイクルアセスメント（LCA）を行うことを要求しているか？	<p>ISO 14044:2006 の 3.2.1 は、ライフサイクルアセスメントを“製品システムのライフサイクルの全体を通してのインプット、アウトプット及び潜在的な環境影響のまとめ、並びに評価”と定義している。</p> <p>ISO 14001:2015 は、ライフサイクルの視点をと</p>	ANSI (米国規格協会)	2016 年



		<p>ることを要求している。附属書 A.6.1.2 では、ライフサイクルの視点を次のように説明している。“これは、詳細なライフサイクルアセスメントを要求するものではなく、組織が管理できる又は影響を及ぼすことができるライフサイクルの段階について注意深く考えることで十分である”。製品（又はサービス）のライフサイクルの段階には、原材料の取得、設計、生産、輸送又は配送（提供）、使用、使用後の処理及び最終処分が含まれる（3.3.3 参照）。6.1.2 において、ISO 14001:2015 は、組織が管理できる又は影響を及ぼすことができる環境側面を決定する上で、これらのライフサイクルの段階を考慮することを要求している。</p>		
6.1.2	<p>規制された環境側面は、自動的に著しい環境側面とみなされるべきか？</p>	<p>いいえ。6.1.2では、“設定した基準を用いて、著しい環境影響を与える又は与える可能性のある側面（すなわち、著しい環境側面）を決定する”ことが組織に要求されている。</p> <p>ISO 14001では、著しさを決定する基準は設定されていない。A.6.1.2では、環境に関する基準は、環境側面を評価するための主要かつ最低限の基準であるが、著しい環境側面を決定するための基準を設定するのは組織であることが記載されている。</p>	ANSI (米国規格協会)	2019年

<p>6.1.2</p>	<p>ISO 14001:2015 は、どの環境側面が著しい環境側面かを決定する上で（すなわち、著しさを決定の基準において）、ライフサイクルの視点を適用することを組織に要求しているか？</p>	<p>ISO 14001:2015 の 6.1.2 では、組織が管理できる又は影響を及ぼすことができる環境側面を特定する上でライフサイクルの視点を考慮する必要がある。著しい環境側面を決定する方法は、一つだけではない。A.6.1.2 に記載されているとおり、環境に関する基準は、著しさを決定するために環境側面を評価するための重要かつ最低限の基準である。ライフサイクルの視点に関する基準も含めて、追加の基準を適用することは、組織の裁量に委ねられている。</p>	<p>ANSI (米国規格協会)</p>	<p>2016年</p>
<p>6.1.2</p>	<p>小さな組織が、著しい側面を持たず、ISO 14001 規格に適合していると宣言することは認められるか？</p>	<p>ISO 14001には、組織が1つ以上の著しい環境側面を特定することの明確な要求事項はないが、組織がそれを行うという基本的な前提がある。組織が著しいとみなす側面を決定するよう求める要求事項は、全ての側面が同程度のマネジメントを必要とする、又は同程度のマネジメントに値するわけではないと認識し、組織が最も重要な環境側面に注意及び資源を向けられるようにすることを意図している。ISO 14001は、"著しさ"を定義しておらず、何が著しいとみなされるかについての外部又は絶対的規格を特定していない。著しさは、相対的な言葉であることを意図している。ある組織には著し</p>	<p>ANSI (米国規格協会)</p>	<p>2019年</p>

		<p>いことも別の組織には著しいことではないかもしれない。組織が著しい側面とみなすことは、時間とともに変化するかもしれない。ISO 14001における“著しさ”の使用は、様々な環境側面の管理を支援することを意図していた。</p> <p>ISO 14001では、“小さな”組織に対する特別な要求事項の分類はない。著しい側面に関する要求事項など、ISO 14001の環境マネジメントシステムの要求事項は、“全ての規模及び業種の組織”に適用されることを意図している。</p> <p>注記：取り組む必要がある少なくとも1つのリスク又は機会、つまり、少なくとも1つの潜在的で有害な影響（脅威）又は潜在的で有益な影響（機会）を組織が特定すべきかどうかについては、この文書の6.1に対する一つ目の回答を参照。</p>		
6.1.3	<p>6.1.3の「順守義務」では、輸出してもよい全ての国で関連組織の製品に適用される環境に関する法的要求事項についての直接的な知識を、「機関」（関連組織）が自らでもつことが要求されているか？また、そのような情報を持ち、適用するために、外国で製品を販</p>	<p>この質問は具体的には、“組織は環境側面に関する順守義務を決定し、参照しなければならない”と要求している6.1.3について言及している。</p> <p>製品に関しては、この規格は、地理的境界を特定せず、組織がどのように決定と参照の要求事項を達成できるかについても規定しない。6.1.1は、組織が6.1.2～6.1.4の要件を満たすためのプロセスを確立</p>	ANSI (米国規格協会)	2019年

	<p>売する関連企業体又は製品を出荷する独立輸入業者である顧客に依存しないことが要求されているか？</p>	<p>し、実施し、維持することを要求している。従って、そのような法的要求事項をどのように決定し、それを参照するかに関するプロセスを確立することは、組織の責任である。これはEMSの適用範囲と、6.1.2で述べられているような、組織がその製品に対して行使できる管理又は影響を及ぼすレベルに大きく依存する。組織がそのプロセスを、外部組織に依存して要求事項を満たすものとして定義する場合、それは組織の選択である。規格は組織に対して、そのような法的要求事項をどのように決定し、誰が行うかを定義するための、柔軟性を提供する。</p>		
6.1.3	<p>ISO 14001の認証を取得している組織は、コンピューターによるハードコピーによって、又は外部のソースによって、ISO 14001の規格が参照できなければならないか？</p>	<p>ISO 14001の適合に努める組織は、その後のいかなる改訂も含むISO 14001の要求事項に関する情報を参照しなければならない。それにより、組織は、EMSを確立し、実施し、維持する中で、これらの要求事項を考慮に入れることができる。</p>	ANSI (米国規格協会)	2019年
6.1.3 3.2.1	<p>ISO 14001では、環境は"大気、水、土地、天然資源、植物、動物、人及びそれらの相互関係など、組織の活動を取りまくもの"と定義されているが、組織はEMSに影響を与える法的要求事項を特定する際に、適用される米国環境</p>	<p>6.1.3の"順守義務"は、環境側面に関して組織が順守しなければならない、又は、順守することを選んでいる法的要求事項及びその他の要求事項を決定することを組織に要求している。"環境に関連する"当局が発布する規制は、必ずしも環境側面に適用される法的要求事項だけではない。どの当局が法的要</p>	ANSI (米国規格協会)	2019年

	<p>保護庁（EPA）の法的要求事項のみに取り組み、適用される労働安全衛生法（OSHA）の要求事項を除外することはできるか？</p>	<p>求事項を発布するかが問題ではなく、EMSの適用範囲において、その要求事項が特定されている環境側面に適用されるかどうかの問題である。“人”は、環境の定義に含まれているが、“人”に適用される全ての法的要求事項が必ずしも環境側面、又は環境マネジメントシステムの一部に適用されるわけではない。</p>		
<p>6.1.3 7.5.3 3.2.9</p>	<p>ISO 14001は、6.1.3に基づく「順守義務」であり、外部からの文書でもあるか？</p>	<p>はい。ISO 14001は、“順守義務”である。ISO 14001は、組織が順守しなければならない、又は順守することを選んでいる要求事項を含めて、順守義務（3.2.9参照）を定義している。ISO 14001では、要求事項は強制的な要求事項から生じる場合もあれば、組織及び業界の標準、行動規範のような自発的なコミットメントから生じる場合もあると言及されている。ISO 14001は、外部からの文書化した情報である。組織は、ISO 14001を自らで更新することはできない。ISOの技術委員会（TC）が改訂版を発行する。</p>	<p>ANSI （米国規格協会）</p>	<p>2019年</p>
<p>6.1.3 6.1.2 7.5.1</p>	<p>6.1.3のa)は、各側面と適用される法的要求事項とその他の要求事項（つまり、順守義務）との間に相関がある場合、組織がその相関を実証しなければなら</p>	<p>ISO 14001の6.1.3のa)は、順守しなければならない又は順守することを選んでいる（つまり順守義務）環境側面に関する法的要求事項を決定し、参照することを組織に要求している。組織は、環境側面</p>	<p>ANSI （米国規格協会）</p>	<p>2019年</p>

	<p>ないことを意味しているか？ そうである場合、どのような文書が要求されるか？</p>	<p>に関する要求事項を特定し、参照しなければならない。また、これらの要求事項をどのように組織に適用させるかを理解していなければならない。その意図は、EMSの中で取り組むために、組織がこれらの要求事項を十分に理解することである。ISO 14001は、各環境側面と特定された順守義務との間の相関を確立することは要求していない。</p> <p>文書について、ISO 14001の6.1.3は、順守義務に関する文書化した情報を維持することを組織に要求している。ただし、ISO 14001には、順守義務の適用方法の決定を文書化するという特定の要求事項はない。7.5.1 “文書化した情報—一般”のb)では、EMSの有効性を確実にするために必要な文書化した情報の決定を、各組織に委ねている。</p>		
6.1.3	<p>6.1.3の「順守義務」では、輸出してもよい全ての国で関連組織の製品に適用される環境に関する法的要求事項についての直接的な知識を、「機関」（関連組織）が自らでもつことが要求されているか？ また、そのような情報を持ち、適用するために、外国で製品を販売する関連企業体又は製品を出荷する</p>	<p>この質問は具体的には、“組織が環境側面に関する順守義務を決定し、参照しなければならない”と要求している6.1.3について言及している。</p> <p>製品について、この規格は、地理的な境界を規定していないし、組織がどのように要求事項の決定及び参照を達成するかについても規定していない。6.1.1は、6.1.2～6.1.4までの要求事項を満たすためのプロセスを確立し、実施し、維持することを組織に要</p>	ANSI (米国規格協会)	2019年

	独立輸入業者である顧客に依存しないことが要求されているか？	求している。そのため、そのような法的要求事項をどのように決定し参照するかに関するプロセスを確立することは組織に委ねられている。これは、6.1.2で記載されているように、EMSの適用範囲及び組織が製品に対して行使できる管理レベル又は影響レベルによって決定されるところが大きいかもしれない。組織が、その要求事項を満たす際に、外部の組織の支援を受けてプロセスを定義する場合でも、組織がそれを選択したということである。この規格では、そのような法的要求事項をどのように決定するか、また誰が決定するかを組織が定義することについて、柔軟性をもたせている。		
6.1.3 7.5.3	6.1.3で特定された順守義務も、7.5.3に基づく外部からの文書化した情報か？	はい。順守義務を含む文書化した情報のソースが組織外部の機関によって生成され、文書化され、管理される限り、そうである。	ANSI (米国規格協会)	2019年
6.1.4	箇条 6.1.4 a) 3) では、組織は、どのような“リスク及び機会”に対する取組みを計画することが要求されているか？	組織は、あらゆるリスク及び機会に対して取り組むことが要求されているのではなく、取り組む必要があると自ら決定したもののみ取組みを計画すればよい。この決定は、6.1.1 のアウトプットである。組織は、どのリスク及び機会に取り組む必要があるのかについての決定を含め、ISO 14001 の要求事項を満たす方法を決定する権限及び説明責任を	ANSI (米国規格協会)	2017年

		保持している。		
6.2	組織が環境目標を確立しても、監査時に、特定された著しい側面に関するものがない場合、それは不適合とみされるか？	いいえ。6.2.1では、環境目標を確立し、レビューする場合に、著しい環境側面及び順守義務を考慮に入れることが要求されている。また、リスク及び機会を考慮することも要求されている。ただし、著しい側面、順守義務、又はリスク及び機会に関する目標が常に明確に要求されているわけではない。この規格の意図は、組織が著しい側面及び順守義務を考慮に入れることを実証できること、また、目標を設定する際に、リスク及び機会を考慮することである。ただし、時間と共に、継続的な改善へのコミットメントが必要であることを考慮すると、ISO 14001に適合することを実証するために、1つ以上の著しい側面、順守義務、リスク及び機会に関連して、1つ以上の目標があることが期待される。	ANSI (米国規格協会)	2019年
6.2.1 6.1.2 6.1.3 5.2	汚染の予防を含む、環境保護への組織のコミットメントと明確に関連する目標を設定しなければならないか。又は、環境目標の適用範囲及び内容は、組織の裁量のみによるものでなければならないか？	この質問は具体的には、この規格の6.2に記載の、環境目標の設定について言及している。 この質問は、ISO 14001の特定の文章、又は箇条を、規格の別の箇条と切り離して読むことができないという課題を提起している。ある箇条の要求事項と別の箇条の要求事項には相互関係がある。この質問では、それらの相互関係の1つを取り扱っている。	ANSI (米国規格協会)	2019年



		<p>6.2自体は、環境保護又は汚染の予防を文書化した目標の中で明確に言及することを要求していない。</p> <p>ただし、6.2では、目標を設定する際、著しい環境側面及び関連する順守義務を考慮に入れることを組織に要求している。また6.2では、その目標が組織の環境方針と“整合しなければならない”ことが明確に述べられている。5.2の環境方針によると、トップマネジメントが設定の上、実施し、一般に公表しなければならない環境方針には、汚染の予防を含む環境保護へのコミットメントを含まなければならないとある。そのため、組織は自らの目標を設定する裁量をもつ一方で、これらのパラメータ内でそれを行わなければならない。</p> <p>また、環境目標を設定することは、組織が汚染の予防を含む環境保護へのコミットメントを支援する唯一の方法ではない。組織は、力量、認識、コミュニケーション（箇条7の支援を参照）、運用の計画及び管理、緊急事態への準備及び対応（箇条8 運用を参照）、又は、監視、測定、分析及び評価（箇条9 パフォーマンス評価を参照）に関するEMSの中で、取り組むことができる。注記：上記のQ&amp;A</p>	
--	--	---	--

		は、本来は規制に関する要求事項の順守及び汚染の予防の両方に関するものだったが、規制に関する要求事項の順守についての回答は、5.2に対する一つの回答に移行した。		
7.2	ISO 14001は、組織が力量と教育訓練を確立する際に、従業員の教育訓練に対する法的要求事項を考慮することを意味しているか？	ISO 14001の7.2は、組織の環境側面及び環境マネジメントシステムに関する教育訓練のニーズを決定することを組織に要求している。特定の種類の教育訓練を提供することが組織に対して法的に要求されている場合、教育訓練は“必要”であると認識することが望ましい。	ANSI (米国規格協会)	2019年
7.5.1	ファーストフード店のフランチャイズ、自動車販売店、花屋、葬儀場、食料品店、ピザ屋などの小規模企業がISO 14001を採用する場合、ISO 14001への適合を実証するためにどの程度の文書を提供することが望ましいか？	ISO 14001の7.5.1では、規格が要求する文書化した情報及びEMSの有効性に必要であると組織が決定したその他の文書化した情報を含めることを組織に要求している。規格が要求する特定の文書は、この規格の該当する箇条の中に記載されている。例えば、文書化が必要な環境側面に関する情報は、6.1.2に記載されている。  規格では、文書化した情報の程度は、組織の規模など幾つかの理由によって、各組織で異なり得ると認識されている。そのため、この規格の幾つかの箇条では、要求される文書化した情報の程度を組織が決定することについて、柔軟性をもたせている。こ	ANSI (米国規格協会)	2019年

		<p>れら特定のケースでは, EMSを計画どおり確実に実施するために要求される文書のレベルを決定すること, 及びISO 14001の要求事項との適合の客観的証拠の提供に必要な記録を決定することは組織の義務である。規模に関係なく, EMSの有効性を確実にするために規格が要求するものに加え, 追加の文書及び記録の必要を組織が決定してもよい。</p> <p>参照しやすいように, ISO 14001及び, 要求事項を規定する適用される箇条で要求される文書又は記録など最小限の文書化した情報を次に示す。この規格が組織に柔軟性をもたせている場合には, 該当する箇所を斜体と下線で示されている。</p> <p>組織は次に関する文書を維持しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—EMSの適用範囲 (4.3参照)</li> <li>—環境方針 (5.2参照)</li> <li>—6.1.1~6.1.4の要求事項を満たすために必要なプロセス。<u>そのプロセスは計画どおりに実施されるという確信をもつために必要な程度のものである</u> (6.1.1参照)</li> <li>—取り組む必要があると組織が決定するリスク及び機会 (6.1.1参照)</li> </ul>		
--	--	--	--	--

		<p>—環境側面及び関連する環境影響，著しい環境側面を決定するために用いる基準，著しい環境側面（6.1.2参照）</p> <p>—順守義務（6.1.3参照）</p> <p>—環境目標（6.2.1参照）</p> <p>—EMSの要求事項を満たすため，並びに6.1及び6.2で特定した取組みを実施するために必要な運用管理プロセス。<u>そのプロセスは計画どおりに実施されたという確信をもつために必要な程度のものである</u>（8.1参照）</p> <p>—潜在的な緊急事態への準備及び対応のために必要なプロセス。<u>そのプロセスは計画どおりに実施されるという確信をもつために必要な程度のものである</u>（8.2参照）</p> <p>組織は証拠として次に関する記録を保持しなければならない。</p> <p>—<u>必要に応じて</u>，力量（7.2参照）</p> <p>—<u>必要に応じて</u>，コミュニケーション（7.4.1参照）</p> <p>—<u>必要に応じて</u>，監視，測定，分析及び評価結果（9.1.1参照）</p> <p>—順守評価の結果（9.1.2参照）</p> <p>—監査プログラムの実施及び監査結果（9.2参照）</p>		
--	--	--	--	--

		<p>—マネジメントレビュー結果 (9.3参照)</p> <p>—特定された不適合の性質及びそれに対してとった行動, 是正処置の結果 (10.2参照)</p>		
7.5.3	<p>組織が独自の内部マニュアル又は手順の代わりに, 製造業者の運用マニュアルを使用して, 危険物質を収集するバグハウスなどの設備を稼働する場合, 製造業者の運用マニュアルは7.5.3に基づく外部からの文書であるか?</p>	<p>はい。組織がそのマニュアルを修正して独自のものにし, 内部文書としない限りは, そうである。その後の改訂版含め製造業者のマニュアルを使用することを組織がコミットする限りは, そのマニュアルは外部からの文書である。</p>	<p>ANSI (米国規格協会)</p>	<p>2019年</p>
7.5.3	<p>EMSの計画又は運用目的に必要なと組織が決定した文書として外部からの文書を参照する場合, どのような方法でそのような文書を識別し, 管理しなければならないか?</p>	<p>この質問は具体的には, 7.5.3の最後のパラグラフに言及している。この最後のパラグラフは, 次のことを確実に行うことを組織に要求している。“環境マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書化した情報は, 必要に応じて識別し, 管理しなければならない。”</p> <p>この規格では, 必要である外部からの文書化した情報を識別する又はその情報を管理するための特定の方法は規定されていない。使用する (1つ又は複数の) プロセスを定めることは, 組織に委ねられている。この規格の意図は, 外部からの文書化した情報がEMSの計画及び運用に必要なかどうか, 組織が</p>	<p>ANSI (米国規格協会)</p>	<p>2019年</p>

		<p>考慮し、決定するということである。組織がそのような文書化した情報を識別する場合、確立されたプロセスによって、EMSにとって必要な文書化した情報が正しい情報であり、必要とする人が参照できることを確実にしなければならない。参照目的のためだけに、外部からの文書化した情報を識別し、管理することを要求することは、意図していない。</p> <p>外部からの文書化した情報を識別し、管理するプロセスは、内部の文書化した情報に用いるプロセスと同じである必要はない。この規格は、外部からの文書化した情報の識別及び配布の管理だけを要求しており、外部からの文書化した情報に対し、EMSの一部である内部の文書化した情報に対するものと同程度の管理は要求していない。</p>		
8.1 3.3.4	<p>ISO 14001の8.1は、外部委託したプロセスが確実に管理されている又は影響を及ぼされていることを確実にしなければならないことを組織に要求している。附属書A.8.1の文章には、外部委託したプロセスは、“要求事項に適合することに対する責任を、組織が保持している”ことを含む、一連の基準を満たす</p>	<p>ISO規格は、法的責任を規定するものではない。ISO規格はボランティアなもので、法的義務を変更するものではない。このA.8.1の基準は、当事者間の取決め（3.3.4の定義を参照）及び要求事項に適合するために組織が責任（liability）（つまり、責任（responsibility））を保持しているかどうかに関連している。これらの要求事項には法的要求事項を含んでもよいが、それに限定されるものではない。</p>	ANSI （米国規格協会）	2019年

	<p>プロセスであると記載されており、3.3.4の外部委託したプロセスの定義を満たす調達サービスは、8.1の“管理されている又は影響を及ぼされている”という要求事項から除外される可能性がある。“要求事項に適合することに対する責任”という表現はどのように理解すべきか？これは、環境規制を順守するための法的責任を構築することを意味しているか？又はそれ以上のものを意味しているか？</p>	<p>外部委託したプロセスは、A.8.1の基準を満たす一連の調達サービスである。これらの基準は、どの調達サービスが外部委託したプロセスかを決定する際に組織を支援する。組織は、EMSにおいて、外部委託したプロセスに適用する管理又は影響の種類や程度を定義する。</p>		
8.1	<p>外部委託したプロセスとは何か？外部提供者から得られた全てのプロセス又はサービスが、外部委託したプロセスなのか？</p>	<p>ISO 14001:2015 では、“外部委託する”を、“ある組織の機能又はプロセスの一部を外部の組織が実施するという取決めを行う。”と定義している(3.3.4参照)。外部提供者から得られたプロセス又はサービスが、必ずしも外部委託したプロセスになるわけではない。外部委託したプロセスは、これらの外部から提供されるプロセス又はサービスの一部とみなすことができる。</p> <p>組織が外部委託したプロセスをその他のプロセス及びサービスと区別するのに用いることができる基準は、附属書 A.8.1 に記載されており、そこで</p>	ANSI (米国規格協会)	2017年

		<p>は外部委託したプロセスを、次の全ての事項を満たすものであると明示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-環境マネジメントシステムの適用範囲の中にある。</li> <li>-組織が機能するために不可欠である。</li> <li>-環境マネジメントシステムが意図した成果を達成するために必要である。</li> <li>-要求事項に適合することに対する責任を、組織が保持している。</li> <li>-そのプロセスを組織が実施していると利害関係者が認識しているような、組織と外部提供者との関係がある。</li> </ul>		
8.1	<p>組織に外部委託したプロセスが無い場合、8.1 はどの程度適用されるのか？ “ライフサイクルの視点に従って”で始まるパラグラフの要求事項だけが、外部委託したプロセスに適用されるのか？</p>	<p>組織に外部委託したプロセスが無い場合、次が組織の EMS に適用可能ではない唯一の 8.1 の要求事項となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 組織は、外部委託したプロセスが管理されている又は影響を及ぼされていることを確実にしなければならない。</li> <li>- これらのプロセスに適用される、管理する又は影響を及ぼす方式及び程度は、環境マネジメントシステムの中で定めなければならない。</li> </ul> <p>この他の 8.1 の要求事項は、“ライフサイクルの視</p>	ANSI (米国規格協会)	2017 年



		点に従って”から始まるパラグラフの要求事項も含めて、プロセスを外部委託したか否かとは関係ない。		
8.1	8.1 運用の計画及び管理の“ライフサイクルの視点に従って”という表現は、組織が運用の計画及び管理に関して、ライフサイクルの視点を再度考慮する必要があるという意味なのか？	8.1 には、組織が、ライフサイクルの視点を再検討するための活動を行うという要求事項はない。 また、正式なライフサイクルアセスメントに関する要求事項もない（この文書の 6.1.2 に対する一つの回答を参照）。8.1 の 4 段落目の 4 つの項目 a) ~d) は、特定のライフサイクルの段階に一般的に関連する要求事項を規定している。	ANSI (米国規格協会)	2017 年
8.1	ISO 14001:2004 の運用管理 (4.4.6) は、著しい環境側面に伴う運用を明確にし、計画することを指していた。ISO 14001:2015 の運用の計画及び管理 (8.1) は、環境マネジメントシステム要求事項を満たすために必要なプロセスを指している。改訂規格は、依然として組織の運用プロセスの管理を指しているのか？	ISO 14001:2004 の 4.4.6 と同様に、改訂規格の 8.1 は、組織の運用の計画及び管理に重点を置いている。組織は、その著しい環境側面、順守義務、取り組む必要があるリスク及び機会、並びに環境目標に伴う、運用プロセスに必要な管理を決定する。これらの運用プロセスは、運用基準を確立し、その基準を満たすための方法を実施することにより管理される。	ANSI (米国規格協会)	2017 年
8.1 7.2 7.3	A社は、生産業務の一部（例えば、部品の金属コーティング又は金属塗装）をB社に外部委託する。B社は別の都市/州/	この質問は、“組織の管理下で働く人々”という表現から生じるものである。この表現は、ISO 14001 の基本箇条の中で、4か所に記載されている。	ANSI (米国規格協会)	2019年

<p>7.4 8.2</p>	<p>国にある別会社である。B社は、A社の管理“下で働く人々”とみなされるか？その場合、ISO 14001は、B社の力量を確実にすることに関して、A社に何を要求するか？</p> <p>ISO 14001 は、B社の従業員に必要な教育訓練を特定することに関して、A社に何を要求するか？</p>	<p>1. 組織は、組織の環境パフォーマンスに影響を与える業務、及び順守義務を満たす組織の能力に影響を与える業務を組織の管理下で行う人々に必要な力量を決定しなければならない。また、組織は、適切な教育、訓練又は経験に基づいて、それらの人々が力量を備えていることを確実にしなければならない（7.2のa～b）。</p> <p>2. 組織の管理下で働く人々は、環境マネジメントシステムにおいて、特定の重要な規定を認識しなければならない（7.3のa～d）。</p> <p>3. 組織は、コミュニケーションプロセスが、組織の管理下で働く人々の継続的改善への寄与を可能にすることを確実にしなければならない（7.4.2のb）。</p> <p>4. 組織は、必要に応じて、緊急事態への準備及び対応についての関連する情報及び教育訓練を、組織の管理下で働く人々を含む関連する利害関係者に提供しなければならない（8.2のf）。</p> <p>“組織の管理下で働く人々”という表現は、ISO 14001では定義されていない。EMSを実施する組織は、組織が確立するEMSの適用範囲内での活動、製</p>		
--------------------	---	---	--	--

		<p>品及びサービスに基づき、組織の管理下で働く人々を決定する。この表現の全体の意図は、力量及び認識に関する要求事項に取り組む際に、組織が直接的な従業員を超えたところに注目し、適用範囲内で業務を行うその他の人々を考慮するのを確実にすることである。この表現の使用によって、組織と各個人との法的な関係を変えることは意図していない。</p> <p>この表現は、契約社員や派遣社員を含む組織の従業員を明確に含んでいる。また、この表現は、各請負者、又は個人が組織のEMSの適用範囲内で業務に従事している場合、組織で働く請負者又は商品やサービスの別のサプライヤーに雇用されたその個人にも適用されることがある。この表現の対象となる人々はケースバイケースで、組織が決定する。</p> <p>力量、認識、組織内部のコミュニケーションプロセス、及び重要な環境マネジメントシステムの規定における緊急事態への準備及び対応に関する情報又は教育訓練を確実にすることに対する要求事項は、EMSの適用範囲内で、組織で又は組織のために業務を行う全ての人々に適用される。ただし、力量に関する要求事項は次の一部の人だけに適用される。環境パフォーマンスに影響を与え得る業務、及び順守</p>		
--	--	---	--	--

		<p>義務を満たす能力に影響を与え得る業務を行う人々である。これらの人々に関して、7.2は、（教育、訓練又は経験に基づき）それらの人々が力量を備えていることを確実にすることを組織に要求している。</p> <p>7.2は、環境側面及び組織のEMSに関連する教育訓練のニーズを特定することについても組織に要求している。“組織のために”働く人々の教育訓練のニーズを特定することは明確に要求していないが、そうした人々が行う業務に教育訓練が必要であると特定された場合、その人々も含まれる。この箇条は、組織のために働くそうした人々に教育訓練を提供することを組織に要求していないが、教育訓練のニーズを特定し、満たすことは要求している。ISO 14001は、7.2の要求事項を満たすために組織が使用しなければならない方法又はプロセスを規定していない。</p> <p>この質問の例では、EMSの適用範囲内での活動、製品又はサービスのA社の環境側面に関する業務をB社内の人々が行っているかどうかについて、A社が決定する必要がある。もし行っている場合には、A社はこの特定の業務に関するEMSの特定の</p>		
--	--	--	--	--

		<p>要求事項を認識させるためのメカニズムを実施する必要がある (7.3 の a~d 参照)。A 社は、環境パフォーマンスに影響を与え得る業務、又は順守義務を満たす能力に影響を与え得る業務があるか、又は B 社内で人々が行う緊急事態への準備及び対応に関する業務があるかを決定する必要がある。そうした業務がある場合、A 社は、その人々はその業務を行うための力量を備えていることを確実にする方法を確立することが要求される。ISO 14001 は、それがどのようになされることが望ましいのかは規定していない。そのニーズに最も合うプロセスの確立は A 社に裁量がある。</p> <p>組織の管理下で働く人々の特定が、潜在的な法的責任の疑問を提起する場合は、組織の法律顧問が取り組むことが望ましい。</p>		
8.2	<p>8.2のe)は、プロセス及び計画した対応処置をレビューすること“及び”改訂することを組織に要求している。</p> <p>ここで使用されている単語“shall (～しなければならない)”は両方の動詞 (組織は～をレビューしなければならない / 組織は～を改訂しなければならない)</p>	<p>プロセス及び計画した対応処置にトラブル/問題が全くないことが定期的なレビューで示される場合、改訂はしなくてもよい。ただし、そのような状況が起こる可能性は低いことも覚えておいていただきたい。なぜなら、この箇条では、“緊急事態の発生又はテスト”のような特定の状況を定義しているからである。</p>	<p>JISC (日本産業標準調査会)</p>	<p>2018年</p>

	に適用される。プロセスを“改訂”することを組織は常に要求されているか？	<p>そのため、改訂が全く必要ない場合（めったに起こらない）がある“かもしれない”ことを念頭に置いた上で文法上の意味を正確にしたいのであれば、“必要に応じて”という文言を次のように文章に追加することが可能である。</p> <p>e) 定期的に、また特に緊急事態の発生後又はテストの後には、必要に応じて、プロセス及び計画した対応処置をレビューし、改訂する。</p>		
9.1.2	9.1.2の「順守評価」の要求事項の意図は、組織で働く又は組織のために働く人々だけが順守評価を行うことか？又は、その評価には、規制当局が行う評価を含めることができるか？	<p>9.1.2の意図は、組織が順守を定期的に評価する方法を決定し、内部スタッフ、顧問及び/又は規制当局が行う評価を含めるかを選択することができることである。組織は、規制当局の監査/検査による情報を順守評価プロセスの一部として使用することができるが、その監査/検査だけに頼ることはできない。</p> <p>サンプリングに基づき行われる定期的な順守評価（例えば、内部で顧問が行うもの及び/又は規制当局が行うもの）が、総合的に、組織が定義し、一定期間にわたり適用される全ての法的要求事項を含む場合、9.1.2の要求事項を満たす可能性がある。</p>	ANSI (米国規格協会)	2019年
9.1.2	適用される全ての順守義務を伴う順守は、ある一定期間ごと(例えば3年～5年	ISO 14001は、順守義務を満たしていることを評価することを組織に要求している(箇条9.1.2)。ISO	ANSI (米国規格協	2019年

	ごと)に、全ての環境媒体について評価されることがISO 14001では期待されているか?又は、サンプリングに基づき(活動の環境上の重要性、不適合の履歴及び別の要因に基づき選択された)、定期的な順守評価は十分であるとみなされるか?	14001では、評価のための特定の方法又は頻度を規定していない。サンプリングに基づき行う定期的な順守評価が、総合的に、組織が定義し、一定期間にわたり適用される全ての順守義務を含む場合、この要求事項を満たす可能性がある。	会)	
9.2 7.2	この規格は、認定された環境技術者、環境マネジメントプログラムのバックグラウンドを持っている又は過去に環境分野での実務経験がある内部監査員を選定することを組織に要求しているか?ISO 14001の9.2“監査プロセスの客観性及び公平性を確保するために、監査員を選定し、監査を実施する”に基づき、環境分野での実務経験に関わらず、監査を行う訓練を受けた人は利用できると思われる。客観性と公平性を確保するため、内部監査員は、環境グループから独立していることが望ましいと考える。また、適切な訓練/教育を受ければ、QMSの内部監査チームは、	ISO 14001には、内部監査員又はその他のポジションに対する認定、教育又は実務経験などについての特定の要求事項は含まれていない。7.2 力量は、組織に次の事項を行うことを要求している。“環境パフォーマンスに影響を与える業務...を組織の管理下で行う人(又は人々)に必要な力量を決定する”、“適切な教育、訓練又は経験に基づいて、それらの人々が力量を備えていることを確実にする”、“該当する場合には、必ず、必要な力量を身に付けるための処置をとり、とった処置の有効性を評価する”及び“力量の証拠として、適切な文書を保持しなければならない”。 これらの処置は、教育訓練の提供、助言、配置転換及び力量を備えた人々の雇用又は契約締結を含み得る。そのため、ISO 14001の意図は、認定を含	ANSI (米国規格協会)	2019年

	EMSプログラムを監査できると考える。この点について、説明してもらえるか？	め、どんな教育、訓練又は経験が内部監査員に適切かを組織が決定することである。 注記：ISO 14001では要求されていないが、内部監査員の選定及び力量についての手引は、ISO 19011で確認できる。		
9.2	8.1の運用の計画及び管理が必要とされる、又は8.2の緊急事態への準備及び対応が必要とされる、複数のシフトで業務が行われる場合、9.2の内部監査は、すべてのシフトを組織の内部監査に含めることを要求しているか。	ISO14001には、すべてのシフトの内部監査を実施するという明確な要求事項は含まれていない。組織は、9.2.2の要求事項及び組織自身の監査情報のニーズを満たすために、内部監査の適切な範囲を決定しなければならない。詳細については、内部監査に関するQ&A (9.2.2に対する二つ目の回答)を参照のこと。	ANSI (米国規格協会)	2019年
9.2	内部監査 (9.2) の要求事項には、順守監査又は財務監査は含まれているのか？	いいえ。内部監査は、規格の要求事項及びそのEMSに関して組織自体が規定した要求事項に、EMSが適合しているかどうかについての情報を提供する (9.2.1)。 組織は、この規格の要求事項を超えたもののうち、どれがEMSの要求事項であり、内部監査の範囲に含まれるのかを決定する。内部監査は、財務監査、順守監査、又は利害関係者のニーズ及び期待への適合の監査ではない。 この規格における新しい不適合の定義 (3.4.3) で	SCC (カナダ規格審査会)	2017年



		は、注記で、不適合があらゆる要求事項を満たしていないことを意味するのではなく、この規格に規定する要求事項、及び組織が自ら定める追加的なEMS要求事項を満たしていないことを意味していると明示することにより、これを明確にしている。この点では、旧版の規格から変更は生じていない。		
9.2.2	ISO 14001の9.2は、年に一度、EMSの内部監査を行うことを組織に要求しているか？	いいえ。9.2.2は、環境マネジメントシステムの監査頻度を確立することを組織に要求している。ISO 14001では、「頻度」が定義されていないため、これらの監査は年に一度行っても、行わなくてもよい。	ANSI (米国規格協会)	2019年
9.2.2	ISO 14001の9.2は、ISO 14001の全ての要素（つまり、全適用範囲）を含めたEMSの内部監査を年に一度行うことを組織に要求しているか？	この質問は2つの部分から成る。1つ目の部分は、ISO 14001は年に一度の監査を要求しているかどうかという質問である。その質問に対する回答は、9.2.2に対する一つ目の回答を参照のこと。 2つ目の部分は、EMSの内部監査には、監査中にISO 14001の全ての要素を含めなければならないかという質問である。 環境マネジメントシステムの監査プログラムは、関連するプロセスの環境上の重要性、組織に影響を及ぼす変更及び前回までの監査の結果を考慮に入れている。ISO 14001によると、包括的にするために、	ANSI (米国規格協会)	2019年

		<p>監査プログラムには、監査基準、適用範囲、頻度、方法並びに、監査を計画し実施するため、結果を報告するため、関連する文書化した情報を保持するための、責任及び要求事項を含めなければならない。</p> <p>ISO 14001は、監査を行うたびに、ISO 14001の全ての要素を監査することは要求していないし、それぞれの要素を1年以内に監査することは要求していないが、上記に示す様々な要素を考慮し、プログラムを確立しなければならないと要求している。</p> <p>さらに、環境マネジメントシステムの監査プログラムを決定する際に、組織は監査の目的、つまり、環境マネジメントシステムが1)環境マネジメントシステムに関する組織独自の要求事項、2)この国際規格の要求事項に適合するかどうか、及び環境マネジメントシステムが有効に実施され、維持されているかどうかを決定するという目的を考慮することが望ましい。これらの要素を組織が、ISO 14001の各要素を監査する必要性や、例えば(a)年に一度、(b)監査を行うたび、又は(c)1年を超える期間において、など頻度を決定する際に、考慮することが望ましい。</p>		
--	--	--	--	--